

[別紙 1]

随意契約理由書

件名	西クリーンセンターNo.2 計装用空気圧縮機点検整備
契約の相手方	北越工業株式会社 西日本営業部 大阪支店
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約の理由	
<p>当クリーンセンターの計装用空気圧縮機は、焼却炉の運転を制御する各機器の駆動用空気を発生させる装置であり、焼却炉の運転に重要な役割を果たしている。</p> <p>上記業者は、当該設備の設計、製作を行なったメーカーであり、計装用空気圧縮機の取替部品を製作している唯一の製造業者である。</p> <p>また、当該設備は、クリーンセンター独自の機器仕様となっており、メンテナンスの際には、高度な専門知識と独自の技術や経験が必要で、上記業者しかそれらを所有していない。</p> <p>したがって、本点検整備は、製造業者でなければ施行できないため、上記業者との随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部西クリーンセンター (電話番号 078-974-2005)